

家庭教育支援手法等に関する検討委員会（第3回）  
議事次第

- 1 日時 平成27年11月27日（金）18:00～20:00
- 2 場所 文部科学省 生涯学習政策局会議室（東館9階）
- 3 議題 「訪問型家庭教育支援の具体的手法について」
- 4 議事次第
  - （1）発表（岩金委員、松田委員、厚生労働省）
  - （2）訪問型家庭教育支援手法の調査研究について
  - （3）その他
- 5 配付資料
  - 資料1 第2回家庭教育支援手法等に関する検討委員会議事概要
  - 資料2 岩金委員発表資料
  - 資料3 松田委員発表資料
  - 資料4 厚生労働省発表資料
  - 資料5 訪問型家庭教育支援に関する調査 中間報告

机上配布

- ・家庭教育支援チームの在り方に関する検討委員会における審議の整理
- ・家庭教育支援の推進に関する検討委員会報告書  
「つながりが創る豊かな家庭教育」

## 家庭教育支援手法等に関する検討委員会（第2回）議事概要

## 1 日時

平成27年10月2日（金曜日）13時00分～15時00分

## 2 場所

文部科学省生涯学習政策局会議室

## 3 委員出席者（敬称略）

相川良子、岩金俊充、川口厚之、小寺康裕、西郷泰之、廣末ゆか、松田恵示、水野達朗、森田知世子、八並光俊、山野則子、渡辺顕一郎

## 4 オブザーバー

野中厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課少子化総合対策室室長補佐

## 5 文部科学省出席者

高橋男女共同参画学習課長、枝家庭教育支援室長、齋藤児童生徒課課長補佐、今村幼児教育課課長補佐

## 6 議事概要

- (1) 山野座長挨拶。
- (2) 事務局より、委員の紹介及び事務局等の異動の報告。
- (3) 事務局より資料2(平成28年度家庭教育支援関連概算要求)、資料3（平成28年度学校関連概算要求）について説明。
- (4) 3団体（東京都教育庁、湯浅町教育委員会、中芸広域連合）より事例発表。
- (5) 質疑。
  - 東京都への質問だが、不登校の原因別分析はしているか。  
不登校生徒が登校するという改善点も見られるが、一方、毎日登校している生徒が登校しなくなるという結果も出ている。このような結果に対する分析はしているか。
  - 不登校の原因別分析について、おおよその傾向は把握している。  
遊びや非行系の子供は「家庭と子供の支援員の」支援対象者としては少なく、無気力や情緒不安定な子供に対す支援は多い傾向にある。  
また、支援対象者で、毎日登校していた子供が登校しなくなった事例については、それまで比較的うまくいっていたと思われる子供が、あるときから友達関係に悩み全く行けなくなったという結果である。
  - 東京都に地域人材の選定方法を詳しく聞きたい。

湯浅町への質問として、他の自治体向けのモデルとして推奨しづらい点、苦労している一番の原因とは何か。

中芸広域連合への質問として、療育を行うための具体的な手法は何か。面談、メール相談、セミナー形式等どのような手法を使っているか。

- 東京都については、基本的には区市町村がそれぞれの方法で選定しているが、一番多いのは地域の人を学校長が推薦する事例。次に、コミュニティスクールや学校支援地域本部等に依頼をし、地域人材を紹介してもらう事例。さらに、小規模な自治体では、教育委員会が直接大学等に呼び掛け、面接をして配置する事例もある。
- 湯浅町では全戸訪問ができるということが非常にメリットであり、初期段階での支援が非常に重要であると考えているが、対象を絞るとこれが難しくなる。全戸訪問を行うための方法というのが、他の自治体では難しいのではないかと考える。
- 中芸広域連合では、新生児訪問で保護者等への面談を行うことで伴走型・寄り添い型の訪問型支援を行い、子育て支援の延長線として療育を活かしている形になっている。
- 東京都、湯浅町、中芸広域連合に対しそれぞれ3点質問する。
  - 一点目、実際に家庭訪問を行っている方が主に行っている内容は何か。傾聴を中心としているのか、またはトレーニングを中心としているかなど。
  - 二点目、家庭訪問をする方の研修はどのような内容か。研修時間やパターンなど。
  - 三点目、教育委員会、福祉、保健の連携体制はどうか。
- 東京都における訪問内容は子供とのコミュニケーション、会話が最も多いと思われる。研修の内容については、各学校で推進会議を設け、これに参加することでスーパーバイザーから助言を受けるなど。連携体制については、各自治体でまちまちであり、一概には答えられない。
- 湯浅町では、傾聴を中心に行っている。研修については、ある一定の経験を積んだリーダーや行政担当者が初めての方などと面談を行うことや、月1回の定例会で様々な事例が報告される中で、その事例に対しての解決策などが議論されることを聞くことが研修にあたる内容である。連携体制については、福祉保健部局と一体となって事業を進めている。保健師や福祉関係の方と連携が密に取れている。
- 中芸広域連合では、家庭訪問時の内容としては傾聴や今後の対応のプランニングが中心となる。連携体制としては、案件毎で対応者を変えて対応する形を取っている。学童期であれば、対象となる子供の通う学校の校長室などで話し合いの場を持つなど。
- 湯浅町への質問として、子育て支援センターのスタッフが、一緒に全戸訪問する意図は

何か。要はアウトリーチすることによって、子育て支援センターへ繋いでいくという意図があるのか。また、利用者支援事業がどのように絡んでくるのか。

- 子育て支援センタースタッフによる訪問については、乳幼児・未就園児への訪問が主となる。これは、就園等する際に円滑にできるようにという意図がある。  
また、利用者支援については、様々な子育て情報を提供する事業があり、幼稚園・保育所の入り方や相談なども全て一元的な窓口になるということで、子育て情報を提供していく。
  - 社会教育との関係について、支援以降の話として、保護者や子供を地域の教育へと繋げるプロセスという観点で、社会教育との関係性の現状はどうか。
  - 東京都の不登校対応において、まだそこまで至っていないのが現状。今後の大きな課題と考えている。
  - 湯浅町では、家庭教育支援チームが公民館で親子の行事などを行うことによって、地域の方と保護者や子供たちの繋がり作りを事業で進めている最中である。
  - 中芸広域連合では、家庭の母親に家庭教育をしてもらおうこと、そういった療育の視点が社会教育の視点で入っていると認識している。今後、他の団体や保護者の方と連携をしながら、より豊かな社会環境にしていくことを目指している。
  - アウトリーチ型の支援の具体的な作り込みということを考えて行かなければならない。この委員会の課題として、アウトリーチ型支援において、支援の先の出口として次に何を考えていくのかを検討する必要がある。切れ目なく、継続的に保護者や子供の育ちを支援することが重要である。  
これらを踏まえ、地域を通して成長していくという、学びの要素が絡んでいく必要がある。
- (6) 事務局より資料 7 (平成 27 年度「家庭教育の総合的推進に関する調査研究」) について、山野座長より資料 8 (平成 27 年度「家庭教育の総合的推進に関する調査研究」事業計画書 (抜粋) について説明。
- (7) 討議。
- 訪問型のマニュアルを作成する上で、民間団体の関係者の間では、家族療法的な視点をカリキュラムに入れてはどうかということがよく議論に上がる。  
子供の支援と言いながらも、結局はその背景には家庭環境があるなど、家庭へのエンパワメント等も必要になってくる。そのような視点で、システムズ・アプローチで家族療法的なカリキュラムも入れてはどうかと思う。  
また、不登校へのアウトリーチの手法では、傾聴型や保護者を通して人間関係を形成す

ること、または、先に子供を叱ってから話合いに入るといった方法など、原因別や主訴別の視点も重要である。

- 乳幼児、学校段階の後の青少年育成のところまで踏み込んだ方向性を出していただきたい。ワンストップサービスやパーソナルサポートを行う中で、一つの家庭を見捨てることなく最後まで支援するとすれば、チームとしてどういう繋がりを作っていったらよいか、今後の課題として上がってくる。

段階別マニュアルとして、相談初期段階におけるアセスメントの在り方や訪問1回目、6ヶ月後など段階別のアセスメントの在り方など、きめ細かな方向性が示されると非常に参考になる。

- カリキュラムの中にクレーム対応のロールプレーや演習など、支援者がパニックにならないようカウンセリングの練習や、家族療法、システムズ・アプローチなど具体的な対応の練習を入れることが必要だと考える。練習を行うことで、訪問した際に冷静に対処でき、効果的な支援ができるのではないか。

- マニュアル作成にあたり、訪問記録の作成法や保存方法などをまとめた訪問支援データベースを作成し、継続的に支援できる体制を作ることや、最低限の危機管理マニュアルも作成することが望ましい。

さらに、外国人等の文化的・言語的に異なる家庭などの特殊事例のアドバイスなどをマニュアルに入れるとよい。

- マニュアル作成にあたって、まず、訪問型でなければ支援できない家庭というのはどういう家庭なのかということを確認しておく必要がある。

訪問を必要とする家庭とは、社会的に孤立傾向が高いことや、あるいは自分からはリソースに結び付いてこない人たちであろうということを明確にした上で、この訪問型支援で何ができるかを考え、調査研究、分析を進めて行く必要がある。

- 福祉で言うアウトリーチの接近困難な家庭だから訪問するというだけでなく、湯浅町のように全戸訪問するという地域人材だからこそ気軽に訪問型支援が行えるケースもある。

- ヘスティアは社会教育の取組から始まったチーム。講座で知り合った人にチーム員を身近に感じてもらい、家庭訪問につなげていくが、訪問が終わると社会教育に戻っていく。最初は繋がりを作ることが重要であり、例えば、4か月健診時に乳幼児を持つ全てのお母さんに読み聞かせをチーム員が行い、そこでチーム員を知ってもらうことで信頼を得ることができる。

- アウトリーチがあれば全ての問題が解決するというものではないため、アウトリーチ以

## 資料 1

外の世界にも観点を持った人が取り組んでくれるようなマニュアルにすると良い。さらに、他機関との連携が重要であり、このような内容をマニュアルに明示する必要がある。

- 教育を考える場合は、これから先の変化や成長ということを考え、福祉の場合は、今とものをいかに子供たちへ保障していくかという違いがある。例えばアウトリーチないしはホームビジティングという形で少し元気を出してきた家庭が、その後、どういう形でそれ以降変化していくのかという、そういう意味での社会教育への接点、そのような観点も必要ではないか。

以上

# 「山口県のSSWによる 家庭訪問支援の現状と課題」

H27.11/27（金）  
文部科学省

**社会福祉士 岩金 俊充**

やまぐち総合教育支援センター内 子どもと親のサポートセンター：SSW・SV

島根県津和野町教育委員会：SSW・SV 宇部フロンティア大学非常勤講師

大阪府立大学21世紀科学研究機構スクールソーシャルワーク評価支援研究所 客員研究員

いわかね社会福祉士事務所 代表

# 実際の家庭訪問支援の内容・種類

- ① 安否確認・登校促進系
  - ・ 家庭での様子の確認
  - ・ 起床支援（声かけ・朝食提供）
  - ・ 登校の促し（声かけ）
  - ・ 学校や適応指導教室登校への同行
  - ・ 警察官との訪問（安否確認）
  
- ② 連絡調整系
  - ・ 家庭への教育、福祉、保健、医療等の情報提供
  - ・ 学校、児相、病院等との相談訪問や受診の調整



## ③ カウンセリング・プレセラピー系

- 子どもや家族との会話
- 遊び（将棋・オセロ・手芸等）
- 運動（散歩やキャッチボール等）
- 進路相談
- 保護者への指導助言（ペアレンティング）
- 子どもや保護者へのストレスマネジメント
- 親子の関係調整（家族面接）

## ④ 学習支援系

- 日々の宿題や学習、夏休みの宿題など
- 学習への意欲づけ→学習支援員（市町に制度がある場合）や教員の家庭訪問へのつなぎ

## ⑤ 福祉的支援系

- 同行支援（病院、行政、教委、各種相談機関）
- 遊休品を募り、衣類や家財の提供
- 食料を募り提供（カップ麺、レトルト、菓子等）
- 家計の管理への支援（家計簿を一緒につける）
- 住宅退去やゴミ屋敷掃除支援
  - ◆ スタッフを募集しての清掃作業
  - ◆ 生活困窮者自立支援事業との連携
- 住宅確保支援（不動産屋や行政との交渉）
- 負債や搾取への支援（弁護士との連携）
- 生活訓練的支援（調理、掃除、ゴミだし等の練習）

# SSWによる家庭訪問の効果

資料2

1. 子供と会えるようになった
2. 子どもがちゃんと入浴してから会ってくれるようになった
3. 子供が学校の先生との関わりをするようになった
4. 子どもの問題行動が軽減した
5. 子どもの学習支援に繋がった
6. 保護者の精神が安定し子どもに波及した
7. 保護者も子どもを起こすようになった
8. 子どもに朝食を摂らせることが増えた
9. 保護者が子どもを学校に連れて来るようになった
10. 子どもが自ら登校するようになった

- 11.保護者が子どもを叱ることが少なくなった
- 12.家での様子を学校に伝えて、情報共有出来るようになった
- 13.保護者と学校が連絡できるようになった
- 14.家族間の関係が改善した
- 15.学校もSSWも、家族に寄り添える立場になった
- 16.地域でのサポート体制が整った
- 17.保護者と支援機関（学校・児相・病院等）の関係が良くなった
- 18.保護者が、関係機関へ相談出来るようになった
- 19.生活自体が安定した
- 20.親子が前向きになった

- 21.学校側は保護者の本音がつかめなかったが、SSWに話してくれたので、なぜ学校に行かせないのかがわかった
- 22.学校が安心した
- 23.学校が社会資源の使い方を知った
- 24.学校と関係機関の関係が良くなった
- 25.保護者との関係性が強まった
- 26.外出と他者との接触の機会が増えた
- 27.家計を見直す機会がもてた
- 28.退去を迫られていた住居から無事に退去ができた
- 29.裁判をして搾取を止められた
- 30.保護者が自らSOSが出せるようになった

## 訪問の際に困ったこと

1. 田舎の藪の中の一軒家で心細かった
2. 犬に吠えられる（ビーフジャーキーで対応）
3. 居留守や寝たふり
4. 家の者全員が（本当に）寝ている
5. ドアを開けてくれない（ドア越しに話すことも）
6. 子どもに会えない（足しげく訪問すると会えるようになることも多いが）
7. まったく子どもや保護者と会えない
8. 急に訪問を断られる
9. 強面の父親と対峙するのに不安があった
10. 激高した父親から物を投げつけられた

11. 激高した父親が仲間を呼ぼうとした
12. 事前に連絡した上で、保護者の留守中に子どもを学校へ連れていったら、警察に通報された
13. 保護者不在時の入室を許可されていたが、SSWとしては抵抗があった
14. SSWが何かかわからなくて警戒された
15. 家には入れるが、本人が部屋から出てこない
16. 子どもが交際相手と寝ている
17. 登校の促しで子どもが自宅敷地外へ逃避
18. 朝の登校支援は、SSWの都合がつきにくい
19. 教員へ「いっしょに訪問をしよう」と提案するがなかなか動かれず、いつも一人で訪問している

# 訪問の際に、質問されて困ったこと

1. 学校や先生に対する不満に関する相談
2. 担任への激しい批判をされたとき
3. 親子「学校に行きたくないし、何もしたくない」
4. （親子含め、いろいろな方から）「何とかして欲しい」
5. 保護者「登校刺激はしない方がいいか？」
6. 保護者「どうしたら年度内に特学へ措置替えができるか？」
7. 学校「施設入所を先ず勧めて欲しい」
8. 教委「現実と本人の理想を埋めてほしい」
9. 学校「自分で来られそうな時間だけ登校しているが、これでいいのか?!」
10. 作話と思われる話を聞くととき
11. お金を貸してくれといわれたとき
12. 不倫の相談

【その他の通常の相談（出産・貧困・詐欺・犯罪・DV・家庭内暴力・裁判）】<sub>10</sub>



# SSWが感じている課題・必要なスキル

1. 市町の社会資源についての知識
2. 特別支援教育に関する知識
3. 学校組織についての知識
4. 子どもに関わる制度や法律
5. 児童の心理・発達についての知識
6. 学校外では交友関係が持て、自分が望む時間であれば登校できるという不登校児の心理面の理解や知識、支援の技術
- 7.ペアレントトレーニングについて
8. 問題行動に対しての、見え方、捉え方をSSWがポジティブ転換する（ストレングス視点）
9. 家族の方が不安を解消、安心に転換できるよう働きかけする技術（エンパワメント）
- 10.精神疾患や発達障害、パーソナリティ障害への知識と対応

11. ケアを受ける人の心を理解するための知識や研修
12. 各種のカウンセリング技法やアプローチの仕方
13. 子どもと保護者への面談方法について、たくさんの事例が知りたい

## SSWの家庭訪問活動における要望

資料2

1. 家庭訪問は、早朝や夜もあり、行っても会えなかったりと、自分のペースではできない仕事で、家族との電話、メール、支援後の報告書などで膨大な時間を使うが、それらに見合った報酬を得られる仕事になることが願いです。そのためには質の向上も必要
2. うちが県内でも一番くらいにSSWの稼働が多い。他市でも需要があるはず。需要に見合った予算をお願いしたい
3. 予算が十分でなく、稼働する時間に制約がある。しかし、学校からの期待感は大きく、その期待に応え成果を上げようとする、準備や調整、電話による連絡や相談、報告などたくさんの時間を費やす必要が生じているが、そこは無報酬
4. 質への担保が必要である。資格条件だけでなく〇〇年の相談業務経験など、ある程度の条件を提示しておかないと、家庭訪問時の苦情や不正、虐待も並行して増える
5. 社会福祉士会の成年後見人のように、職能団体への加入、研修、経験等、枠内での指導、見守り体制が出来る立ち位置にSSWをおく必要があると感じる。SSWの必須条件を再度、検討してほしい
6. 家庭訪問は、黙示、匂いなどにより客観的な情報を得られる有効な方策である一方、拒否されれば関わりが持てない。「なぜ、自分のところにだけ訪問されるのか？」と頑なな態度を取られることもあるので、すべての子どもがいる家庭への訪問を実施する方策が必要
7. 「成果」が数値で示すことができないことが多々ある。それでも、数値化できない変化を支援側で共有でき、職種を超えて「みんなで取り組んだ」という連帯感が感じられたとき、とても嬉しい
8. 派遣だけではなく専属で行える環境がもっと必要 《H27.11月 県SSWへのアンケート:10名回答》<sup>13</sup>

# 課題

- ① コミュニケーション力のある人材の確保→報酬の問題
- ② 熱意がある人ほど予算の縛りや理想とのギャップで折れる  
→SV体制の構築
- ③ 訪問の際に受ける多種多様な問題について、適切な対応・助言ができる、もしくは安易に回答せずに持ち帰るなどの上手な対応ができる→資質向上のための研修

※ 県教委と県SSW・すべての市町教委と所属SSWとで、大阪府立大「効果的なスクールソーシャルワーク事業プログラムマニュアル」のWEBチェックに取り組み、レーダーチャートを用いた振り返り研修（評価→障壁分析→目標設定）を実施（2年目）

※ 県SSW協議会として「支援の流れ」「家庭訪問マニュアル」「DV支援マニュアル」「家庭内暴力対応マニュアル」等の実務マニュアルを作成中

# 参考資料

資料2

## ◆山口県のSSW

県	3名
全市町 〈内訳〉	70名 (のべ)
県社会福祉士会推薦	30名
県精神保健福祉士協会推薦	8名
その他 (元教員、NPO代表、臨床心理士等)	3名

## ◆山口県のSSW・FRアドバイザーの活動指針 「いじめ問題等対策推進体制整備事業 (H25~)」

## ◆派遣の流れ

## いじめ問題等対策推進体制整備事業(H25～)

1. 「不登校対策」から「全ての問題行動等への対応」
2. 家庭の養育環境に起因する問題行動全般へ対応
3. 問題を抱える家庭へ積極的にアウトリーチし、  
介入支援
4. 迅速かつ機動性に富んだ対応に資するため、  
エリアSVを配置し、FRアドバイザーと連携
5. FR(ファミリー・リレーションシップ)アドバイザーの設置  
弁護士、医師、人権擁護委員、民生委員、  
社会福祉士、精神保健福祉士等で構成
6. FRアドバイザーは、県立高校にも支援できる
7. すべての市町で専属のSSWを配置(H27～)
8. いじめ問題等調査委員会を設置

# 子どもと親のサポートセンター 【083-987-1242】

対象：県内の全ての幼稚園・保育園・小・中・高校・家居など  
子ども・保護者・教員・学校長・教育委員会

相談

主査

研究指導主事

電話相談員

SSW(H25~エリアSV3名・FR・SSW1名)  
国立、県立、市町立、私立、幼・保育園

臨床心理士  
(専門相談員)

ネットアドバイザー(専門相談員)

学習支援員

支援

学校

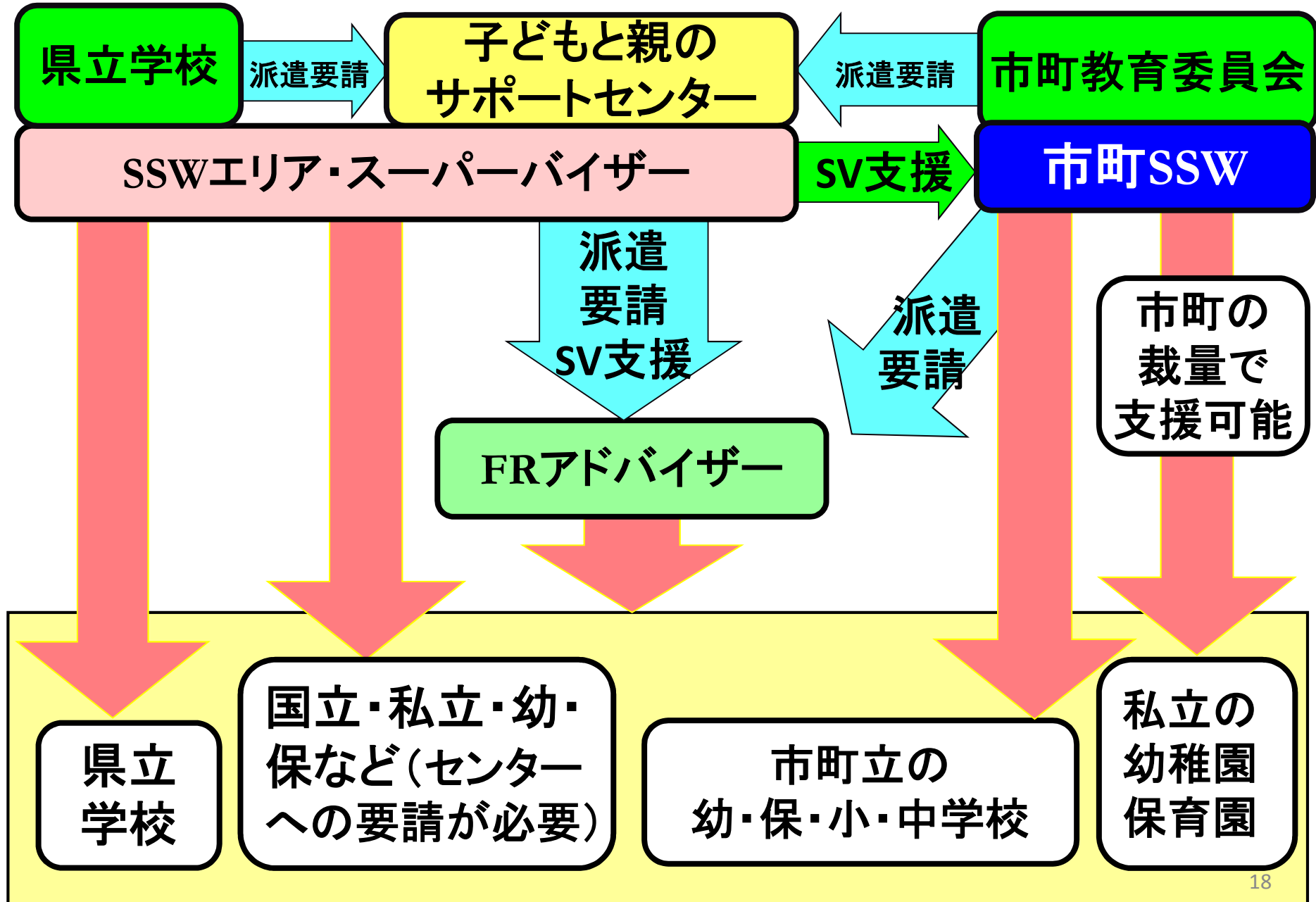
家庭

子ども

関係  
機関

地域

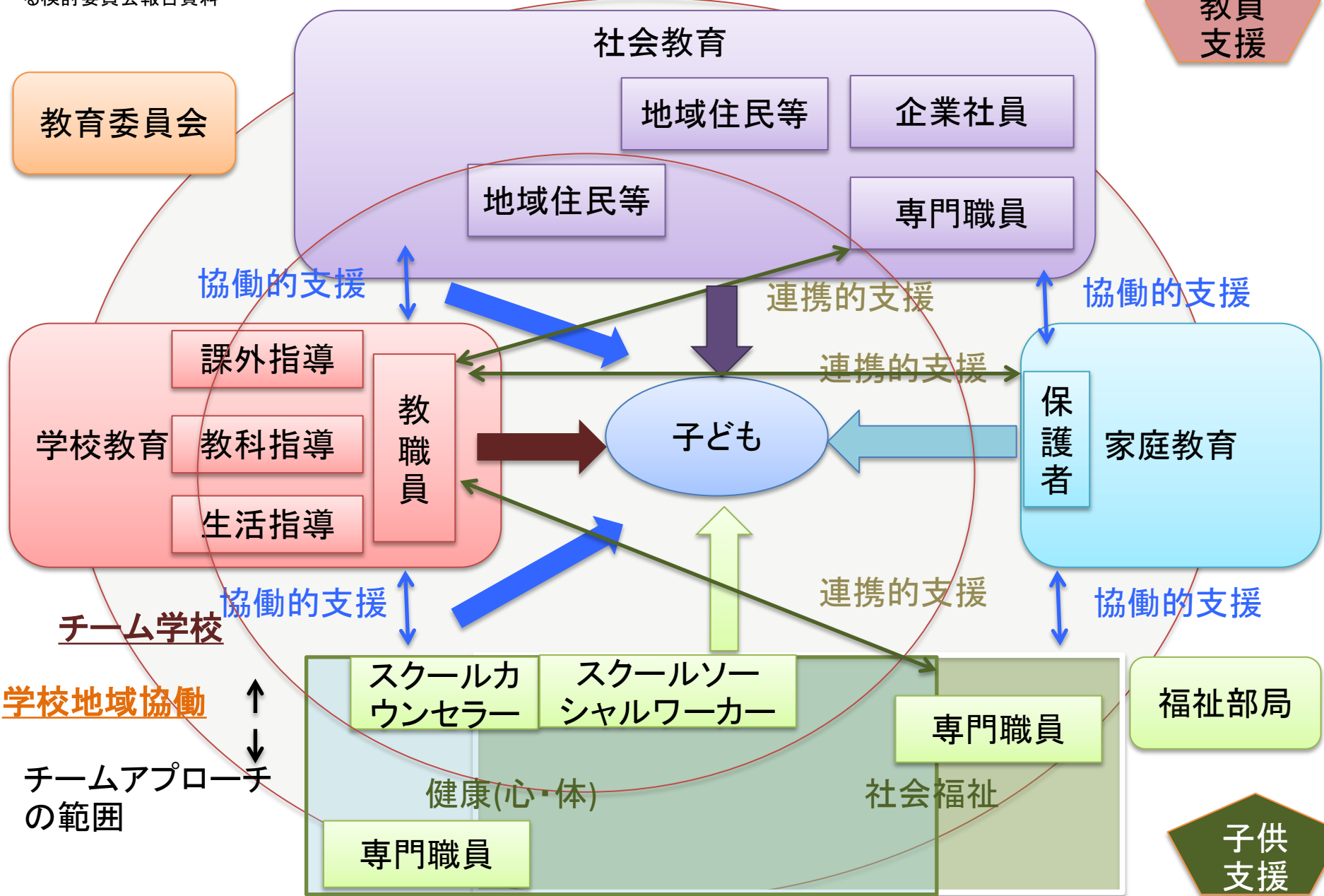
# H27～「いじめ・不登校等対策強化事業」





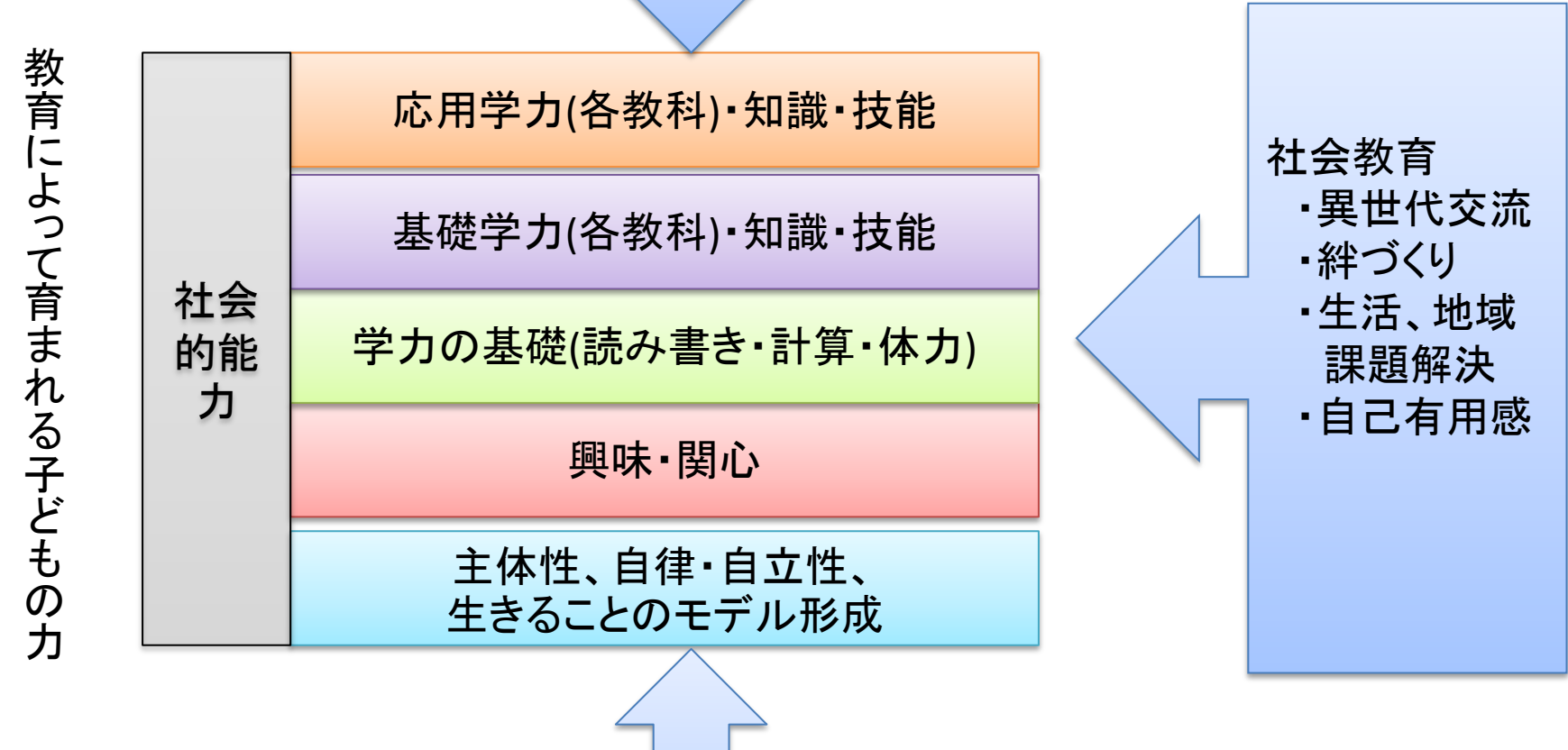
# 学校を中心とした教育支援とは？

教員  
支援



**学校教育**

- ・学力(狭義・広義)
- ・社会性、(社会)集団体験
- ・主体性、協働性
- ・学歴(資格)



**家庭教育**

- ・健康・体力
- ・食事(育)
- ・自尊感情
- ・倫理観
- ・信頼感
- ・思いやり
- ・生活習慣

# 不登校・中途退学対策検討委員会（中間のまとめ）について【概要】

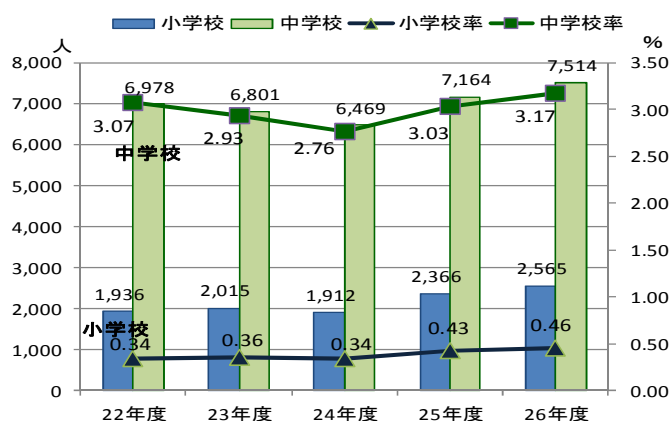
## 1 はじめに（本文1ページ）

- 不登校や中途退学の問題は、社会的・経済的に自立することが困難になるという大きな社会問題
- 不登校や中途退学の要因・背景は多様かつ複合的で、学校の対応だけでは限界

## 2 不登校・中途退学の現状（本文2ページ～）

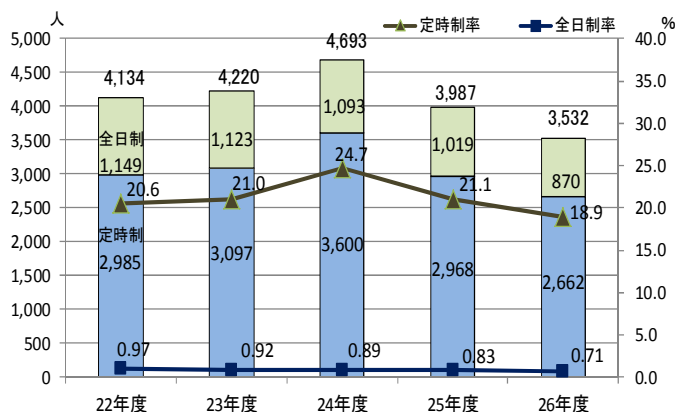
### （都内公立小・中学校）

- 平成26年度の不登校児童・生徒数は、昨年度より増加
- 全児童・生徒数に占める割合も増加し、全国平均より高い。  
（全国：小学校0.39%、中学校2.76%）

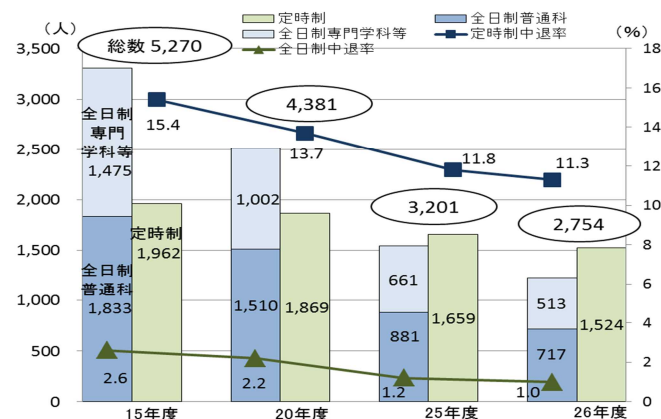


### （都立高校）

- 平成26年度の不登校生徒数は昨年度より減少
- 全生徒数に占める割合も減少しているが、定時制は全国平均17.0%より高い



- 平成26年度の中途退学者数は昨年度より減少
- 全在籍生徒数に占める割合も減少しているが、定時制は11.3%と高い



（出典） 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（文部科学省）

### 3 学校を中心としたこれまでの主な取組（本文21ページ～）

- スクールカウンセラーを全校に配置するとともに、外部機関と連携した支援を行うスクールソーシャルワーカーを順次拡大
- 個々の児童・生徒の支援計画は、対応経過の記録にとどまっているケースが多く、具体的な支援のための計画としては不十分
- 義務教育段階では、区市町村教育委員会が、不登校児童・生徒の学校復帰を支援する教育支援センター（適応指導教室）（51区市町76教室）を設置。不登校児童・生徒の2割程度が通室し、うち学校への復帰は2割程度（平成26年度）で、学習支援の充実も課題
- 高校段階においては、小・中学校で不登校の経験をした生徒等を対象としたチャレンジスクールなど、多様なニーズに応える高校を設置
- 一部の高校で、若者支援NPOと連携し、卒業後の進路が決まっていない生徒等に、面談を通じた進路決定支援（平成25～27年度都モデル事業）を行っており、これを踏まえた中途退学者等に対する支援の充実が必要
- フリースクール等民間施設・団体において、不登校等の児童・生徒に対する居場所の提供や学習、体験活動等の機会を提供
- こうした民間施設・団体を利用した都内公立学校の児童・生徒は平成26年度175人。このうち、小・中学生については、指導要録上出席扱いを受けた者は約5割

### 4 今後の支援を検討する上での基本的な考え方（本文29ページ～）

- (1) 児童・生徒が将来、社会の一員として自立できるよう支援
  - ・学校は、基礎学力の習得や社会性を養う場であり、その果たす役割は大きい
  - ・学校になじめない児童・生徒も考慮し、自立に向けた教育の保障が重要
- (2) 児童・生徒が学校や社会との接点を失わないよう支援
- (3) 児童・生徒と保護者の状況に寄り添い支援

## 5 支援体制の構築

### (1) 支援方を構築していく上での視点 (本文31ページ)

#### (ア) 一人一人の児童・生徒に応じた継続的な支援

- ・児童・生徒の成長を見通した長期的な視点で支援

#### (イ) 学校と関係機関とのネットワークの構築

- ・福祉面、医療面、労働面等、さまざまな支援を展開するためのネットワークを構築

#### (ウ) 居場所の確保や再チャレンジの機会の提供

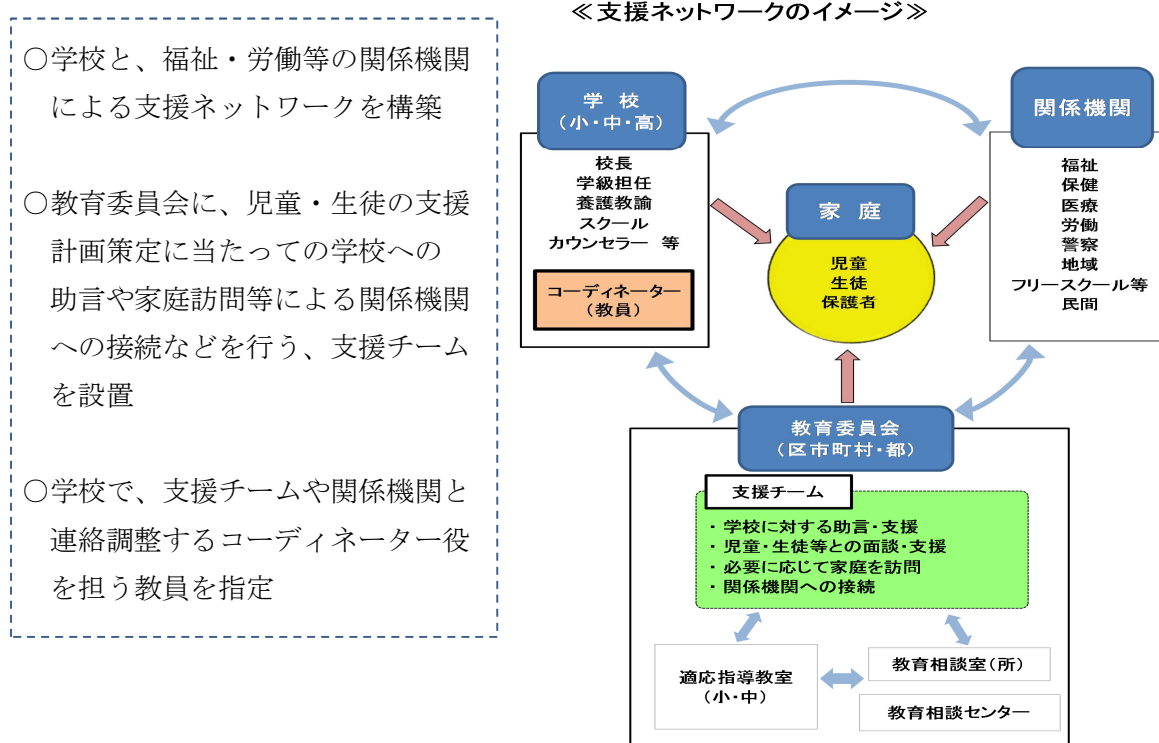
- ・不登校児童・生徒には学習とともに自己有用感を高めていく居場所が必要
- ・中途退学後も、将来の自立に向けて、再チャレンジの機会が必要

### (2) 具体的な方策の方向性 (本文32ページ～)

#### (ア) 個に応じた計画的な支援の充実

- ・児童・生徒の状況等を把握・分析し、状態を見極めること (アセスメント) が重要

#### (イ) 学校と外部の関係機関が連携した支援体制づくり



#### (ウ) 再チャレンジのための教育機会の場の充実

- ・教育支援センター (適応指導教室) における教科学習や体験学習等の充実が必要  
今後、区市町村教育委員会と都教育委員会が協議を行う必要
- ・不登校の小・中学生を受け入れている八王子市立高尾山学園 (公立小・中学校) のような取組が、教育の場の一つの形態として広がることを期待
- ・きめ細かい指導による成果を上げている、チャレンジスクール (都立高校) の更なる充実

#### (エ) フリースクール等民間施設・団体との関係の構築

- ・教育委員会及び学校とフリースクール等が情報交換を行う場を設けるなど、不登校児童・生徒や中途退学者に対する支援をともに考えることも必要

#### (オ) 保護者に対する支援の充実

- ・保護者同士が情報交換できる環境づくりや保護者への情報提供等の充実



オレンジリボンには  
子ども虐待を防止する  
というメッセージが  
込められています。

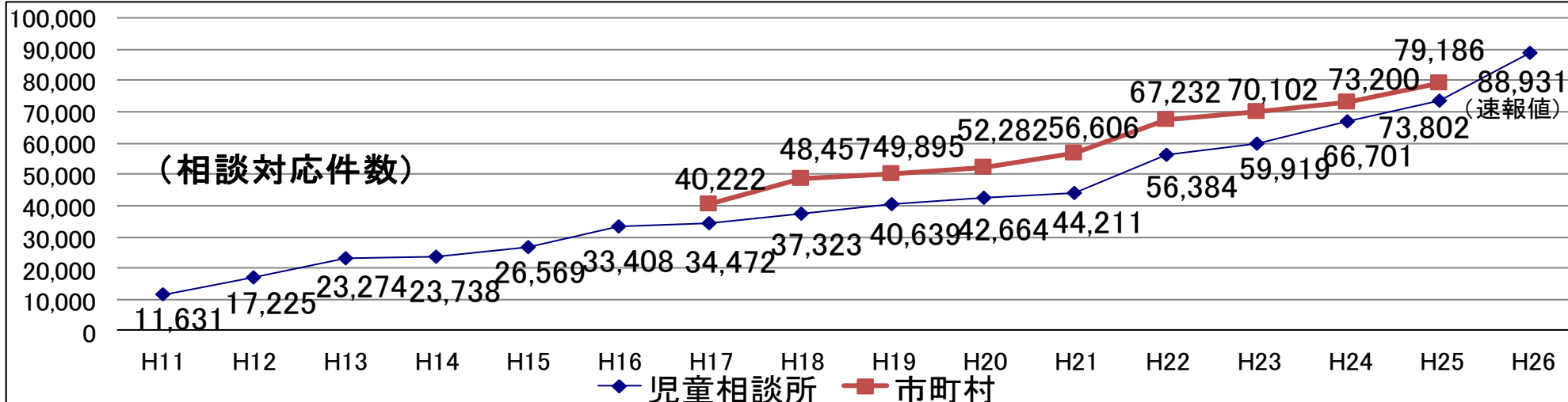
# 児童虐待防止対策における アウトリーチ型支援の取組

平成27年11月27日  
厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課  
虐待防止対策室

# 児童虐待相談の対応件数及び虐待による死亡事例数の推移

## ○ 児童虐待相談対応件数の増加

- 平成26年度の全国の児童相談所での虐待対応件数は88,931件
- 統計を取り始めて毎年増加
- 平成11年度の7.6倍



## ○ 相次ぐ児童虐待による死亡事件

→ 多数の死亡事例が発生(平成25年度心中以外 36例・36人、死亡した子どもの年齢は0歳が16人(44.4%)と最も多い)

	第1次報告			第2次報告			第3次報告			第4次報告			第5次報告			第6次報告			第7次報告			第8次報告			第9次報告			第10次報告			第11次報告		
	(H15.7.1~ H15.12.31)			(H16.1.1~ H16.12.31)			(H17.1.1~ H17.12.31)			(H18.1.1~ H18.12.31)			(H19.1.1~ H20.3.31)			(H20.4.1~ H21.3.31)			(H21.4.1~ H22.3.31)			(H22.4.1~ H23.3.31)			(H23.4.1~ H24.3.31)			(H24.4.1~ H25.3.31)			(H25.4.1~ H26.3.31)		
	(6カ月間)			(1年間)			(1年間)			(1年間)			(1年3か月間)			(1年間)			(1年間)			(1年間)			(1年間)			(1年間)			(1年間)		
	心中 以外	心 中	計	心中 以外	心 中	計	心中 以外	心 中	計	心中 以外	心 中	計	心中 以外	心 中	計	心中 以外	心 中	計	心中 以外	心 中	計	心中 以外	心 中	計	心中 以外	心 中	計	心中 以外	心 中	計	心中 以外	心 中	計
例数	24	—	24	48	5	53	51	19	70	52	48	100	73	42	115	64	43	107	47	30	77	45	37	82	56	29	85	49	29	78	36	27	63
人数	25	—	25	50	8	58	56	30	86	61	65	126	78	64	142	67	61	128	49	39	88	51	47	98	58	41	99	51	39	90	36	33	69

# 児童虐待の発生予防と早期発見・早期対応のための連携

資料4

※乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業は、平成21年4月より法定化・努力義務化

## 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

【H25.4.1実施率95.3%】

### 事業目的

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、乳児家庭の孤立化を防ぐ

### 訪問内容

- ・子育て支援の情報提供
- ・母親の不安や悩みに耳を傾ける
- ・養育環境の把握

### 訪問者

保健師・助産師・看護師、保育士、児童委員、子育て経験者等について、研修を行い、幅広く登用

ケース対応会議

特に必要なケース

## 要保護児童対策地域協議会

【設置率:98.9%(H25.4.1)】

## 調整機関 (養育支援訪問事業 中核機関)

進行管理

進行管理

特に必要なケース

支援に際する相互の調整等



## 養育支援訪問事業

【H25.4.1実施率:70.3%】

### 事業目的

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した養育支援が特に必要な家庭を訪問し、当該家庭の適切な養育の実施を確保する

### 訪問内容

保護者の育児、家事等養育能力を向上させるための支援

### 訪問者

保健師・助産師・看護師、保育士、児童指導員等

連携

## 母子保健法に基づく訪問事業

(新生児、未熟児、妊産婦)

ケース対応会議

・利用者支援事業  
・妊娠・出産包括支援事業 等  
→要支援事例における対応



# 要保護児童対策地域協議会について

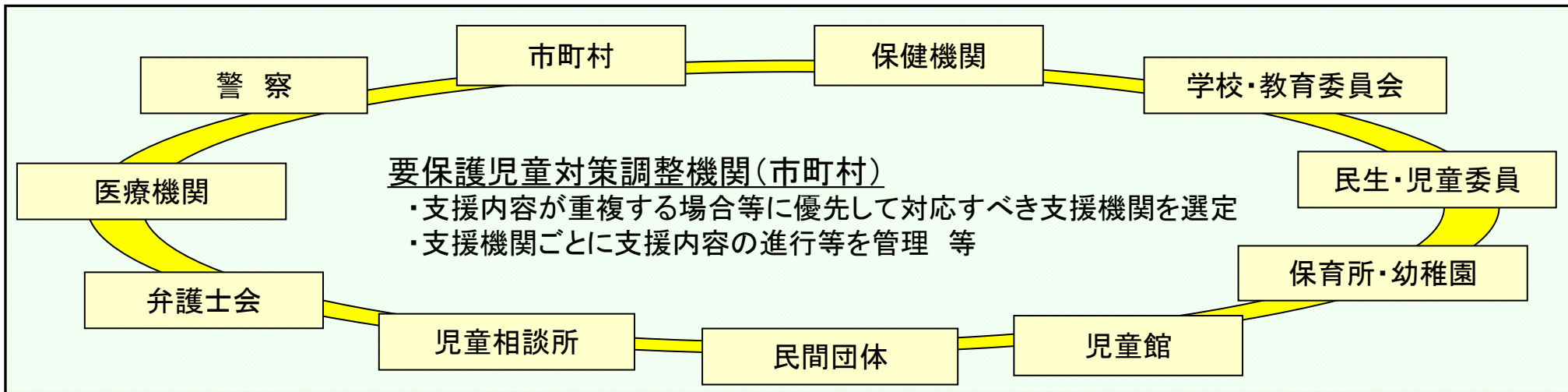
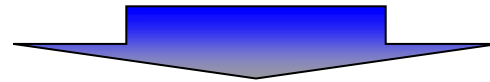
## 果たすべき機能

要保護児童等(要支援児童や特定妊婦を含む。)の早期発見や適切な保護や支援を図るためには、

- ・ 関係機関が当該児童等に関する情報や考え方を共有し、
- ・ 適切な連携の下で対応していくことが重要

であり、市町村において、要保護児童対策地域協議会を設置し、

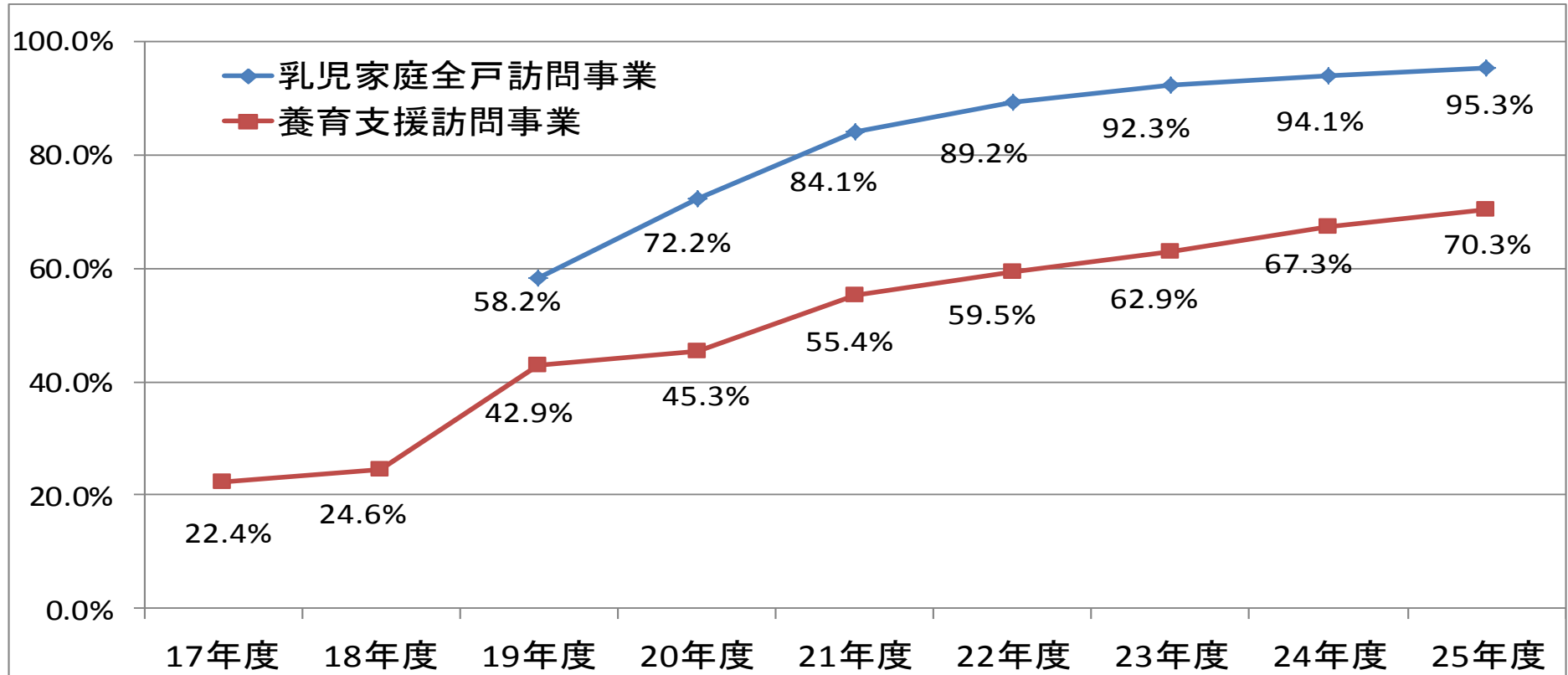
- ① 関係機関相互の連携や役割分担の調整を行う機関を明確にするなどの責任体制を明確化するとともに、
- ② 個人情報 の適切な保護と関係機関における情報共有の在り方を明確化することが必要



		平成23年度	平成24年度	平成25年度
設置している市町村数		1,587(98.0%)	1,714(98.4%)	1,722(98.9%)
登録ケース数(うち児童虐待)		121,530(62,954)	141,058(74,657)	178,610(84,917)
職員数 調整機関	① 児童福祉司と同様の専門資格を有する職員	1,030	1,156	1,586
	② その他専門資格を有する職員	1,805	2,304	3,091
	③ ①②以外の職員(事務職等)	2,240	2,617	3,556
	④ 合計	5,075	6,077	8,233

【出典】平成23,24年度:厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課調べ、平成25年度:子どもを守る地域ネットワーク等調査(平成25年度調査)

# 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)及び 養育支援訪問事業の実施率の推移



- ・養育支援訪問事業について、平成20年度以前は育児支援家庭訪問事業の実施率を掲載。
- ・乳児家庭全戸訪問事業について、平成20年度以前は生後4ヶ月までの全戸訪問事業の実施率を掲載。
- ・平成17年度～20年度の実施率は次世代育成支援対策交付金の交付決定ベース。
- ・平成21年度～24年度の実施率は雇用均等・児童家庭局総務課調べ。
- ・平成25年度の実施率は子どもを守る地域ネットワーク等調査(平成25年度調査)。

# 乳児家庭全戸訪問事業ガイドラインについて【抜粋】

(平成21年3月16日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)

## ●実施内容 \*市町村の判断により訪問者の専門性に配慮したものとする

- ① 育児に関する不安や悩みの傾聴、相談
- ② 子育て支援に関する情報提供
- ③ 乳児及びその保護者の心身の様子及び養育環境の把握
- ④ 支援が必要な家庭に対する提供サービスの検討、関係機関との連絡調整

## ●実施における留意事項

- 対象者に事業の趣旨と内容及び訪問を受けることのメリット等が理解されることが必要不可欠
- 母子健康手帳交付や出生届受理等の機会を活用して本事業の積極的な周知を図る
- 事前に訪問日時の同意を得るよう調整する
- 対象家庭や地域の実情に応じて訪問を受けやすい環境づくりを進める

## ●訪問に際しての留意事項

- 事業周知の際におよその訪問時期をあらかじめ知らせておく
- 訪問の際は、身分証を提示するなどして市町村からの訪問者であることを明確にする
- 訪問の際は、親子の状態を最優先に考慮しながら話を進めるとともに、受容的な対応を心がける
- 地域の様々な子育て支援に関する情報を提供する
- 養育環境の把握方法や報告内容については、訪問者の専門性に応じたものとし、研修等の実施により十分に理解した上で実際の訪問を行う
- 訪問者が専門職以外の場合には、保健師等の専門職が訪問結果の報告に基づいて養育環境等をアセスメントする体制を整える

## ●支援の必要性についての判断等

- 訪問結果に基づき事業担当者・母子保健担当者・児童福祉担当者等が支援の必要性を判断
- 支援が必要な家庭については、養育支援訪問事業や母子保健事業等具体的な支援について検討し必要な支援につなげる

## ●その他 次の点についても規定

- 研修プログラム例
- 個人情報保護と守秘義務
- 第二種社会福祉事業の届出等
- 母子保健法に基づく訪問指導との関係
- 委託の場合の留意事項

## 乳児家庭全戸訪問事業等の取組を推進するための事例集

(市区町村の児童家庭相談業務等の実施状況等について (平成22年4月現在))

## 周知の取組

## ○周知方法

- ・ポスター、チラシ (カード) の作成
- ・医療機関 (産婦人科・小児科)、保育園、幼稚園、公民館等におけるポスター掲示、チラシの設置
- ・広報誌・自治体ホームページで紹介
- ・自治会回覧

## ○周知の機会

- ・母子健康手帳交付時
- ・妊娠届出・出生届出時
- ・出産時 (医療機関にて退院指導時に周知)
- ・転入届出時 (4か月未満児のいる転入者)
- ・子ども手当・乳幼児医療費助成申請時
- ・妊婦教室、両親教室等でPR

## 確実に訪問するための取組

## ○母子健康手帳交付・妊娠届出時

- ・里帰りの有無、里帰り先、里帰り期間、必ず取れる連絡先を確認
- ・出生連絡票等を渡し、産後返送を依頼
- ・産後訪問、支援しやすくするために保健師等が妊婦と面接し、支援の必要な世帯の把握と関係の構築

## ○出生届出時

- ・出生連絡票等に連絡先等 (出生児の状況・連絡先住所・携帯電話番号・里帰りから戻る時期等) を記入し提出してもらう

## ○訪問時

- ・誕生記念のプレゼント (手作りのおもちゃ、絵本、アルバム、よだれかけ、ガーゼハンカチ等) を配布
- ・児童委員がお誕生日おめでとうのメッセージカードとお祝いの記念品を持参

# 乳児家庭全戸訪問事業等の取組を推進するための事例集

(市区町村の児童家庭相談業務等の実施状況等について (平成22年4月現在))

## 訪問拒否等事例への対応の工夫

### ○不在時の対応

- ・不在票等に用件を記録し残す
- ・電話連絡、資料の送付
- ・2～3回の再訪問
- ・民生委員、児童委員等と連携を図り、母子や世帯の見守りを実施

### ○訪問の同意を得られない場合の対応

- ・3～4か月児健診での対応
- ・粘り強い訪問
- ・保健センター等への来所をすすめる
- ・健診や予防接種の予診票を持参

### ○訪問できなかった場合の対応

- ・地区担当保健師に引き継ぎ、保健師が複数回訪問 (突然訪問含む) を実施
- ・地域の民生委員、児童委員や主任児童委員等と連携を図る
- ・3～4か月健診で状況把握、未受診者へは全数状況確認
- ・きょうだいの健診等の機会でも確認を試みる

## 切れ目ないケース対応を行うための取組

### ○要保護児童対策地域協議会の活用

- ・訪問の結果、少し気がかりな家庭、継続支援が必要と判断した家庭については、児童相談所等と連携を取り、ケース会議等を開催し支援方針を検討

### ○ケース管理

- ・妊娠期 (妊娠届出) から就学前 (乳幼児期) まで共通のカルテを活用
- ・対象のケースについて市町村と児童相談所で共通の台帳 (進行管理台帳) を作成

# 養育支援訪問事業ガイドラインについて【抜粋】

(平成21年3月16日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)

## ●中核機関

- 中核機関を設け、支援計画策定・進行管理や当該事業の対象者に対する他の支援との連絡調整を実施
- 実施にあたっては、中核機関と要保護児童対策地域協議会の調整機関がその連携に十分努めることが必要  
ケース管理を効率的に行う観点からは、可能な限り中核機関と調整機関を同一とすることが適当
- 中核機関または調整機関は、母子保健担当部署・児童福祉担当部署との連絡調整に努める

## ●支援内容

### ○乳児家庭等に対する短期集中支援型

- ・0歳児の保護者等で積極的支援が必要な育児不安にある者や精神的に不安定な状態等で支援が特に必要な状況に陥っている者に対して短期・集中的な支援を複数の観点から行う
- ・保健分野その他の専門的支援が必要となるときは、支援内容・支援方針を検討し、専門的支援を担う機関・部署のサービスにつなぎ、児童福祉や母子保健等複数の観点から支援を行う

### ○不適切な養育状態にある家庭等に対する中期支援型

不適切な養育状態や施設の退所等により、定期的な支援や見守りが必要な市町村や児童相談所による在宅支援家庭などに対して中期的な支援を念頭に、関係機関と連携して適切な児童の養育環境の維持・改善及び家庭の養育力の向上を目指し指導・助言等支援を行う

## ●その他 次の点についても規定

- 訪問支援者の研修プログラム例
- 個人情報保護及び守秘義務
- 委託の場合の留意事項
- 第二種社会福祉事業の届出等

# 乳幼児健康診査(1歳6か月児健診・3歳児健診)について

※平成17年度に一般財源化(地方交付税措置)

○ 市町村は、1歳6か月児及び3歳児に対して、健康診査を行う義務があるが、その他の乳幼児に対しても、必要に応じ、健康診査を実施し、また、健康診査を受けるよう勧奨しなければならない。

## ○ 根拠(母子保健法)

第12条 市町村は、次に掲げる者に対し、厚生労働省令の定めるところにより、健康診査を行わなければならない。

- 1 満1歳6か月を超え満2歳に達しない幼児
- 2 満3歳を超え満4歳に達しない幼児

第13条 前条の健康診査のほか、市町村は、必要に応じ、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。

## 1歳6か月児健診

### ○ 健診内容

- ① 身体発育状況
- ② 栄養状態
- ③ 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無
- ④ 皮膚の疾病の有無
- ⑤ 歯及び口腔の疾病及び異常の有無
- ⑥ 四肢運動障害の有無
- ⑦ 精神発達の状況
- ⑧ 言語障害の有無
- ⑨ 予防接種の実施状況
- ⑩ 育児上問題となる事項
- ⑪ その他の疾病及び異常の有無

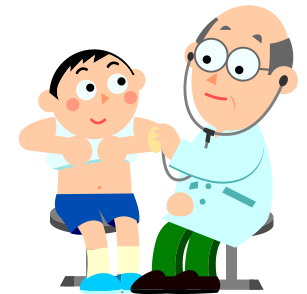
○ 受診人数(受診率) 1,001,397人(94.9%)

## 3歳児健診

### ○ 健診内容

- ① 身体発育状況
- ② 栄養状態
- ③ 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無
- ④ 皮膚の疾病の有無
- ⑤ 眼の疾病及び異常の有無
- ⑥ 耳、鼻及び咽頭の疾病及び異常の有無
- ⑦ 歯及び口腔の疾病及び異常の有無
- ⑧ 四肢運動障害の有無
- ⑨ 精神発達の状況
- ⑩ 言語障害の有無
- ⑪ 予防接種の実施状況
- ⑫ 育児上問題となる事項
- ⑬ その他の疾病及び異常の有無

○ 受診人数(受診率) 1,009,368人(92.9%)



受診人数・受診率:厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」(平成25年度)による。

# 標準的な乳幼児期の健康診査と保健指導に関する手引き ～「健やか親子21（第2次）」の達成に向けて～

平成26年度厚生労働科学研究費補助金  
乳幼児健康診査の実施と評価ならびに  
多職種連携による母子保健指導の  
あり方に関する研究

## 健診未受診児への対応の標準化

### ○健診未受診者の把握期限の設定

- ・どの時期までに受診しない者を未受診者とするかの方針や基準をあらかじめ決定

### ○妊娠期・周産期情報の活用

- ・妊娠届出時のアンケートや医療機関からの連絡票、その他の妊娠期・周産期の情報からリスクの高い家庭を把握し、早急に家庭訪問を実施

### ○他機関との情報共有

- ・保育所や幼稚園等に所属している場合や、きょうだいに関係機関が既に関与している場合の情報共有
- ・要保護児童対策地域協議会の枠組みを利用

### ○情報を把握できない場合の対応方針の事前の取り決め

- ・不在、訪問拒否、子どもに会えないなどの場合や家庭訪問ができない場合を想定した対応方針を事前に決定

## 【自治体対応例】

①健診未受診の場合は保健師から電話連絡

②連絡がない場合は保健師の訪問（目視）（1回目訪問） → 市町村（福祉・保健）での検討を経て次に進む

③保健師による2回目訪問

「連絡がないと児童相談所に通報しなければならない。そうしたくないので必ず連絡ください」のメモを残す

④連絡がない場合、児童相談所に連絡

⑤保健師による3回目訪問 → 会えない場合は児童相談所に通報する



## 訪問型家庭教育支援に関する調査 中間報告

## 1) 調査方法

メールにて以下の調査対象の自治体に送付。

## 2) 調査対象

文部科学省において把握している、全国において家庭教育支援チームによる訪問型支援を実施している 37 自治体。

## 3) 調査時期

平成 27 年 9 月

## 4) 調査結果

34 自治体 41 チーム回収（回収率 91.9%）した。うち訪問型支援を行っているチーム数は、32 チームであった。以下の表参照。

No	訪問	自治体	人口	出生数	主な産業		幼稚園		保育園		認定こども園		小学校		中学校		高等学校		
					割合	園数	幼児数	園数	幼児数	園数	幼児数	校数	児童数	校数	生徒数	校数	生徒数		
1	○	砂川市	17,879	105	三次	76.7%	1	147	1	204			5	772	2	470	1	347	
2	○	白老郡白老町	18,542	67	三次	62.0%			2	258			6	727	2	425	1	335	
3	○	釧路市	177,009	1,152	三次	78.8%	29	2,595	26	1,828	0	0	28	7,935	15	4,059	1	712	
4	○	上北郡横浜町	4,792	20	一次	40.8%			1	56				179		149			
5	○	南魚沼市	59,242	433	一次				21	1,684	1	209	19	3,074	6	1,634	4	2,045	
6	○	あわら市	29,358	164	三次	59.0%	4	117	11	829	0	0	10	1,402	2	789	1		
7	×	坂井市	93,117	678	三次	61.0%	9	108	33	3,393	0	0	19	5,387	5	2,832			
8	×	坂井市	93,117	678	三次	61.0%	9	108	33	3,393	0	0	19	5,387	5	2,832			
9	×	坂井市	93,117	678	三次	61.0%	9	108	33	3,393	0	0	19	5,387	5	2,832			
10	×	坂井市	93,117	678	三次	61.0%	9	108	33	3,393	0	0	19	5,387	5	2,832			
11	○	不破郡垂井町	28,470	209	三次	50.0%	7	32	8	903	0	0	7	1,648	2	861	1	281	
17	×	近江八幡市	82,469	820	三次	77.0%	8	1,266	2	216	1	136	12	4,671	4	2,062			
18	○	湖南市	54,972	456	三次	51.0%	3	189	11	271	0	0	9	3,010	4	1,595	2	1,072	
19	○	相楽郡笠置町	1,500	4	三次	65.0%	0	0	1	22	0	0	1	24	1	29	0	33	
20	×	交野市	77,980	578	三次	73.8%	3	91	3	373	0		10	4,341	4	2,376	1	910	
21-26	○	箕面市	135,063	1,090	三次	89.0%	5	304	4	496	0	0	14	7,919	8	3,469	2		
27	○	寝屋川市	240,829	1,825			5	314	6	750	1	220	24	11,703	12	6,204	6	4,524	
28	○	門真市	125,681	915	三次	74.2%	2	101	3	352	0		14	5,837	6	3,065	2	1,680	
29-31	○	大坂狭山市	57,787	-1	三次			6	32			1	133	7	3,237	3	1,656		
32	○	泉大津市	75,983	678	三次	78.2%	6	551	5	317	2	501	8	4,429	3	2,421	0	0	
33	○	泉佐野市	101,200	750	三次	82.0%	4	340	3	490	0		13	5,200	5	3,000	0		
34	×	御坊市	24,780	216	三次	65.0%	4	167	6	550	0		6	1,177	4	550	2	1,305	
35	○	橋本市	65,479	434			7	103	10	686	2	378	15	3,259	7	1,461	3	1,388	
36	○	有田郡湯浅町	12,919	90			1		4	309			5	616	1	336			
37	○	西伯郡伯耆町	11,398	71	三次	72.5%	0		5	345	0		5	534	2	291	0		
39	○	板野郡上板町	12,523	77	一次	60.0%	4	157	1		0		4	608	1	337	0		
40	○	大洲市	46,002	347	三次	62.0%	6	161	15	921	0	0	14	2,210	9	1,237	4	990	
41	○	西予市	41,407	212	三次	59.8%	8	118	17	855	0	0	24	1,858	6	999	4	1,011	
42	○	武雄市	50,292	408	三次	60.4%	5		13	1,380	2	195	11	2,754	6	1,303	1	840	
43	○	南島原市	49,197	312	三次	54.8%	1	29	1	72	0	0	23	2,274	8	1,336	2	590	
44	○	阿蘇市	27,723	216	三次	60.0%			4	157			9	1,321	3	740	1	503	
46	×	球磨郡多良木町	10,205	65			0	0	5	416	0	0	4	504	1	296	1	197	
47	×	天草市	86,013	579	三次	67.0%	3	162	54	2,888	0		22	4,060	13	2,297			
49	○	八代郡水川町	12,578	73			3	40	6	369			3	642	2	309			
50	○	いちき串木野市	29,788	195	三次	64.0%	5	285	8	693	0	0	9	1,312	5	802	2	342	
51	○	中頭郡誂谷村	40,622	436	三次	68.7%	5	368	3	201	0	0	5	2,844	2	1,539	1	965	
12	○	名古屋市	1,882,529		二次		4	459			0	0	231	111,583	101	56,044	42	17,616	
13	○	名古屋市	329,323		二次		1	62			0	0	49	19,649	22	10,415	8	3,378	
14	○	名古屋市	621,462		二次		11	1,344			1	97	80	37,056	37	188,996	17	6,365	
15	○	名古屋市	1,580,091		二次		47	5,989			0	0	216	94,916	88	48,742	44	19,305	
16	○	名古屋市	754,518		二次		1	61			0	0	135	42,696	57	22,709	17	6,125	

## 家庭教育支援チームの体制

## 担当部局（問1）

		度数	%	有効%
有効	生涯学習・社会教育系部局	30	73.2	75
	学校指導系部局	7	17.1	17.5
	その他	3	7.3	7.5
	合計	40	97.6	100
欠損値	無回答	1	2.4	
合計		41	100	

## 家庭教育支援チームの人数（問3）

	度数	%	有効%
1人	2	4.9	4.9
2人	2	4.9	4.9
3-5人	9	22	22
6-10人	15	36.6	36.6
11人以上	13	31.7	31.7
合計	41	100	100

## 家庭教育支援チームの性別（全体計）

	度数	%
男性	122	30
女性	285	70
合計	407	100

## 家庭教育支援チームの年齢（全体計）

	度数	%
10代	0	0
20代	51	14.7
30代	21	6.1
40代	68	19.6
50代	115	33.1
60代以上	92	26.5
合計	347	100

チーム員の属性（問3-4）（N=41）（一人以上いる場合）

	度数	%
1. 子育てサポーターリーダー	8	19.5
2. 子育てサポーター	10	24.4
3. コーディネーター	11	26.8
4. PTA 関係者	3	7.3
5. 保護司	1	2.4
6. 民生委員・児童委員、主任児童委員	11	26.8
8. 保健師	8	19.5
9. 保育士	10	24.4
10. スクールカウンセラー	5	12.2
11. スクールソーシャルワーカー	5	12.2
合計	72	175.6

家庭教育支援チームのチームリーダーの属性

	度数	%	有効%
1. 子育てサポーターリーダー	5	12.2	12.2
2. 子育てサポーター	4	9.8	9.8
3. コーディネーター	6	14.6	14.6
6. 民生委員・児童委員、主任児童委員	2	4.9	4.9
9. 保育士	1	2.4	2.4
家庭教育サポーター	1	2.4	2.4
家庭教育支援員	1	2.4	2.4
学童指導員	1	2.4	2.4
関係課職員	1	2.4	2.4
教育委員会担当者	2	4.9	4.9
教員 OB	5	12.2	12.2
元教育関係者	1	2.4	2.4
元保育士	4	9.8	9.8
司書・読書ボランティア	1	2.4	2.4
指導主事	1	2.4	2.4
大学教員	1	2.4	2.4
資格なし／未回答	4	9.8	9.8
合計	41	100	100

## チーム員の資格（一人以上いる場合）（N=40）（問3-5）

	度数	%
1. 教員免許	31	77.5
2. 保育士資格	22	55
3. 臨床心理士資格	3	7.5
4. 医師免許	0	0
5. 保健師・看護師等看護系資格	8	20
6. 社会教育主事	7	17.5
7. 社会福祉士	3	7.5
合計	74	185

## 事務所機能の所在（問4）

	度数	%	有効%
小学校	3	7.3	7.7
中学校	2	4.9	5.1
公民館	5	12.2	12.8
地域の子育て支援拠点(子育て支援センター、子育てひろば・サロン等)	3	7.3	7.7
教育委員会	24	58.5	61.5
チームメンバーの自宅	1	2.4	2.6
その他	1	2.4	2.6
合計	39	95.1	100

## 保護者やその子供が直接集うための恒常的な拠点（活動拠点）の有無（問5）

	度数	%	有効%
はい	24	58.5	58.5
いいえ	17	41.5	41.5
合計	41	100	100

## 保護者やその子供が直接集うための恒常的な拠点（活動拠点）の場所（問6）

	度数	%	有効%
保育園	1	2.4	4.2
小学校	4	9.8	16.7
公民館	6	14.6	25
児童館	1	2.4	4.2
地域の子育て支援拠点(子育て支援センター、子育てひろば・サロン等)	7	17.1	29.2
教育委員会	1	2.4	4.2
その他	4	9.8	16.7
合計	24	58.5	100

## 訪問型家庭教育支援以外の他に実施している家庭教育支援（問9）（N=41）

	度数	%
1. 保護者への学びの場の提供	29	70.7%
2. 地域における親子の居場所づくり(親子参加の体験教室、保護者同士の交流の場の設置)	19	46.3%
3. 家庭教育支援を行う人材の養成	3	7.3%
4. 保護者の身近な場所(公民館や学校等)での相談対応	18	43.9%
5. 企業への出前講座の実施	2	4.9%
6. その他の相談対応(メール・電話等による相談対応も含む)	23	56.1%
7. その他	11	26.8%
合計	105	256.1%

## 訪問型家庭教育支援の体制、取組

訪問型家庭教育支援の人数（問10）

	度数	%	有効%
1人	4	12.5	12.5
2人	5	15.6	15.6
3-5人	8	25	25
6-10人	9	28.1	28.1
11人以上	6	18.8	18.8
合計	32	100	100

訪問型家庭教育支援の性別内訳（全体計）

	度数	%
男性	49	25.7
女性	142	74.3
合計	191	100

訪問型家庭教育支援の年齢内訳（全体計）

	度数	%
10代	0	0
20代	49	26.8
30代	9	4.9
40代	27	14.8
50代	52	28.4
60代以上	46	25.1
合計	183	100

## チーム員の属性（問10-4）（N=32）（一人以上いる場合）

	度数	%
1. 子育てサポーターリーダー	7	21.9
2. 子育てサポーター	8	25
3. コーディネーター	7	21.9
4. PTA関係者	0	0
5. 保護司	1	3.1
6. 民生委員・児童委員、主任児童委員	7	21.9
8. 保健師	3	9.4
9. 保育士	6	18.8
10. スクールカウンセラー	1	3.1
11. スクールソーシャルワーカー	3	9.4
合計	43	134.4

## チーム員の資格（一人以上いる場合）（N=30）（問10-5）

	度数	%
1. 教員免許	20	66.7
2. 保育士資格	12	40
3. 臨床心理士資格	0	0
4. 医師免許	0	0
5. 保健師・看護師等看護系資格	3	10
6. 社会教育主事	1	3.3
7. 社会福祉士	1	3.3
合計	37	123.3

## 訪問型家庭教育支援の時間（月）（問10-7）

	度数	%	有効%
1時間まで	10	31.3	31.3
1時間から5時間まで	4	12.5	12.5
5時間から10時間まで	4	12.5	12.5
10時間から20時間まで	2	6.3	6.3
20時間から50時間まで	5	15.6	15.6
50時間以上	7	21.9	21.9
合計	32	100	100

## スーパーバイザーの配置（問12）

	度数	%	有効%
はい	5	15.6	15.6
いいえ	27	84.4	84.4
合計	32	100	100

## スーパーバイザーによる助言等の支援の頻度

	度数	%	有効%
週に1回程度	1	3.1	20
半年に1回程度	3	9.4	60
その他	1	3.1	20
合計	5	15.6	100

## スーパーバイザーによる支援内容（N=5）

	度数	%
1. チーム員を支え、勇気づける支援	1	20.0%
2. チーム員の個別の支援ケースに対する助言	3	60.0%
3. 実施環境の整備やチーム員の活動管理等、事業全体に対する助言や評価	2	40.0%
4. チーム員に対する研修の実施	4	80.0%
5. その他	0	0.0%
合計	10	200.0%



## 訪問型家庭教育支援の活動状況

訪問型家庭教育支援活動の対象（問13）（N=34）

	度数	%
1. 乳児の子供を持つ保護者	12	37.5%
2. 幼児の子供を持つ保護者	15	46.9%
3. 小学生の子供を持つ保護者	29	90.6%
4. 中学生の子供を持つ保護者	19	59.4%
5. 高校生以上の子供を持つ保護者	4	12.5%
6. 子供本人	13	40.6%
7. その他	2	6.2%
合計	94	293.8%

支援対象の保護者の属性（問14）（N=32）

	度数	%
1. 全ての保護者	11	34.4%
2. 子育てや家庭教育に不安や悩みを抱えている保護者	16	50.0%
3. 困難（不登校、いじめ等）を抱えている子供や、支援を必要としている（障害等）子供を持つ保護者	22	68.8%
4. 自身に困難（心身の疾患、貧困、虐待、孤立等）を抱えている保護者	10	31.2%
5. その他	2	6.2%
合計	61	190.6%

## 訪問型家庭教育支援の依頼・申し込みのルート（問 15）（N=32）

	度数	%
1. 保護者本人からの申し込み	21	65.6%
2. 子供からの申し込み	4	12.5%
3. 学校からの依頼	22	68.8%
4. 教育委員会・教育支援センター等からの依頼	9	28.1%
5. 放課後子供教室、学校支援地域本部からの依頼	0	0.0%
6. 児童館・放課後児童クラブからの依頼	4	12.5%
7. 保健師からの依頼	9	28.1%
8. 地域子育て支援拠点(子育て支援センター、子育てひろば・サロン等)からの依頼	5	15.6%
9. 市町村の子育て相談機関からの依頼	3	9.4%
10. 児童相談所からの依頼	2	6.2%
11. 要保護児童対策地域協議会からの依頼	3	9.4%
12. 行政の保健福祉部局からの依頼	6	18.8%
13. その他	4	12.5%
合計	92	287.5%

## 訪問型家庭教育支援の申込方法（問 16）（N=27）

	度数	%
1. 電話による申し込み	18	66.7%
2. メールによる申し込み	5	18.5%
3. ホームページからの申し込み	0	0.0%
4. チーム員が直接訪問して申し込みを受付	9	33.3%
5. 活動拠点に来所して保護者・子供から申し込みを受付	9	33.3%
6. その他	6	22.2%
合計	47	174.1%

## 支援の決定権限（問 17）

	度数	%	有効%
チーム員の合議により決定	9	28.1	28.1
チームリーダー・SV が決定	5	15.6	15.6
行政事務局が決定	6	18.8	18.8
学校(長)が決定	3	9.4	9.4
その他	9	28.1	28.1
合計	32	100	100

## 訪問家庭数（問 18）

	度数	パーセント
1-5 家庭	8	25
6-10 家庭	4	12.5
11-25 家庭	11	34.4
26-100 家庭	3	9.4
100 家庭以上	4	12.5
合計	30	93.8

## 訪問家庭数（のべ）（問 19）

	度数	パーセント
1-10 家庭	5	15.6
11-25 家庭	5	15.6
26-100 家庭	5	15.6
101-250 家庭	7	21.9
251-500 家庭	5	15.6
501-	4	12.5
合計	31	96.9

## 家庭への主な訪問形態（問 20）

	度数	%	有効%
家庭訪問を担当する非専門職チーム員のみによる訪問	16	50	50
家庭訪問を担当する非専門職チーム員と専門職等チーム員との同行訪問	1	3.1	3.1
家庭訪問を担当する非専門職チーム員による訪問を基本とするが、必要に応じて専門職等チーム員との同行訪問も実施	4	12.5	12.5
家庭訪問を担当する専門職チーム員のみによる訪問	4	12.5	12.5
家庭訪問を担当する専門職チーム員による訪問を基本とするが、必要に応じて非専門職等チーム員との同行訪問も実施	3	9.4	9.4
その他	4	12.5	12.5
合計	32	100	100

## 訪問にチーム員以外の関係機関等の職員が同行する際の人材（問 21）（N=27）

	度数	%
1. スクールカウンセラー	2	7.4%
2. スクールソーシャルワーカー	3	11.1%
3. 学校教員	10	37.0%
4. 保育所の保育士	0	0.0%
5. 保健センター等の保健師	8	29.6%
6. 市町村の子供・家庭に関する相談機関の相談員	4	14.8%
7. 教育委員会や首長部局の事務職員	6	22.2%
8. 地域子育て支援拠点等(子育て支援センター、子育てひろば・サロン等)のスタッフ	2	7.4%
9. 民生委員・児童委員(主任児童委員含む)	6	22.2%
10. その他	9	33.3%
合計	50	185.2%

## 1 回あたりの基本的な訪問時間（問 22）

	度数	%	有効%
30 分未満	4	12.5	12.5
30 分以上 1 時間未満	17	53.1	53.1
1 時間以上、1 時間 30 分未満	8	25	25
1 時間 30 分以上 2 時間未満	3	9.4	9.4
合計	32	100	100

## 保護者に対して訪問しての具体的な支援(問 23) (N=32)

	度数	%
1. 家庭教育に関する情報の提供	15	46.9%
2. 保護者の話を聞く(傾聴)	32	100.0%
3. 不安や悩みの原因についての具体的な相談対応	27	84.4%
4. 生活習慣やしつけ、食事の作り方、家庭での学習方法等の家庭教育に関する助言	17	53.1%
5. 子供との遊び方や子供との関わり方の助言	21	65.6%
6. その他	3	9.4%
合計	115	359.4%

## 子供に対して訪問しての具体的な支援(問 24) (N=30)

	度数	%
1. 子供との遊び	16	53.3%
2. 子供の話を聞く(傾聴)	25	83.3%
3. 子供が困っていること(いじめ、不登校等)について具体的な相談対応	16	53.3%
4. 学習支援	5	16.7%
5. 朝の声かけや登校の同行	6	20.0%
6. その他	3	10.0%
合計	71	236.7%

## 訪問型家庭教育支援のための創意工夫。(問 25) (N=29)

	度数	%
1. チーム活動周知のためのパンフ・情報誌等を作成	19	65.5%
2. 訪問活動にあたっての非専門職チーム員の事前・継続の研修(傾聴の心構え、相談対応方法)の実施	12	41.4%
3. 訪問活動にあたっての専門職チーム員の事前・継続の研修(傾聴の心構え、相談対応方法)の実施	4	13.8%
4. 家庭訪問の非専門職コーディネーター担当スタッフの研修の実施	3	10.3%
5. 家庭訪問の専門職コーディネーター担当スタッフの研修の実施	0	0.0%
6. チーム員の身分証明書等の作成・着用	6	20.7%
7. こんにちは赤ちゃん事業(乳児家庭全戸訪問事業)の機会に合わせて同行訪問	1	3.4%
8. 教員など学校関係者との訪問前または訪問後の打合せ	21	72.4%
9. 保健福祉部局も含めた必要な部局によるケースカンファレンス等の実施	9	31.0%
10. 支援を実施するための要項等の根拠規定の整備	4	13.8%
11. 守秘義務や個人情報保護に関するルールづくり	8	27.6%
12. 親子の居場所(サロン)への参加等を促し、被支援者の仲間づくりを支援	8	27.6%
13. その他	1	3.4%
合計	96	331.0%

## 訪問型家庭教育支援における家庭教育支援チームに求められる機能(問 27) (N=30)

	度数	%
1. 支援が必要な家庭の情報収集機能	15	50.0%
2. 被支援者が抱える不安や悩みに対する相談機能(具体的な課題解決は行わない。)	22	73.3%
3. 不安や悩みを共有できるサロンや主体的な学びを行うための学習機会に被支援者をつなぐ機能(チームがサロン等の居場所や学習機会を提供する場合も含む)	17	56.7%
4. 具体的な課題を相談・解決できる関係機関に被支援者をつなぐ機能	21	70.0%
5. チーム自らが支援者が抱える具体的な課題を解決する機能	3	10.0%
6. その他	1	3.3%
合計	79	263.3%

## 問 30 訪問型家庭教育支援を行うに当たって、支援員の研修やスキルアップを行っていますか。

	度数	%	有効%
はい	17	53.1	53.1
いいえ	15	46.9	46.9
合計	32	100	100

## 連携を行っている機関や組織(問 31) (N=31)

	度数	%
1. 学校・保育所	29	93.5%
2. 教育委員会	18	58.1%
3. 放課後子供教室、学校支援地域本部	5	16.1%
4. 児童館・放課後児童クラブ	6	19.4%
5. 地域子育て支援拠点(子育て支援センター、子育てひろば・サロン)	10	32.3%
6. 保健福祉部局	17	54.8%
7. 医療機関	3	9.7%
8. 放課後等デイサービス	1	3.2%
9. 要保護児童対策地域協議会	7	22.6%
10. 児童相談所	5	16.1%
11. NPO 等の民間の子育て支援団体	2	6.5%
12. 警察	3	9.7%
13. その他	5	16.1%
合計	111	358.1%

## 具体的な連携内容 (N=30)

	度数	%
1. 各機関から被支援者に関する情報を提供してもらっている。	23	76.7%
2. 定期的な連絡会議を行っている。	10	33.3%
3. 訪問を行う際に同行してもらっている。	12	40.0%
4. 支援人材の紹介をもらっている。	3	10.0%
5. 支援を行うに当たって専門的な知見を有する者からの助言をもらっている。	6	20.0%
6. 教育的支援以外のニーズに関して、専門機関を紹介し、つないでいる。	9	30.0%
7. 緊急、重篤なケースの場合に備えて紹介・連絡体制を構築している。	8	26.7%
8. 依頼や紹介のあった学校や関係機関に支援状況について報告を行っている。	18	60.0%
9. その他	1	3.3%
合計	90	300.0%

## 今後、連携が必要と感じている機関(問 33) (N=24)

	度数	%
1. 学校・保育所	3	12.5%
2. 教育委員会:	7	29.2%
3. 放課後子供教室、学校支援地域本部	2	8.3%
4. 児童館・放課後児童クラブ	2	8.3%
5. 地域子育て支援拠点(子育て支援センター、子育てひろば・サロン)	4	16.7%
6. 保健福祉部局	11	45.8%
7. 医療機関	5	20.8%
8. 放課後等デイサービス	2	8.3%
9. 要保護児童対策地域協議会	8	33.3%
10. 児童相談所	3	12.5%
11. NPO 等の民間の子育て支援団体	1	4.2%
12. 警察	1	4.2%
13. その他	2	8.3%
合計	51	212.5%

年間の訪問型家庭教育支援の相談件数について恒常的に集計実施の有無（問 35）

	度数	%	有効%
はい	25	78.1	78.1
いいえ	7	21.9	21.9
合計	32	100	100

事業のマニュアルやポイントを明確化した手引きの作成の有無（問 36）

	度数	%	有効%
はい	8	25	25
いいえ	24	75	75
合計	32	100	100

事業の成果測定や評価実施の有無（問 37）

	度数	%	有効%
はい	17	53.1	54.8
いいえ	14	43.8	45.2
合計	31	96.9	100



家庭教育支援手法等に関する検討委員会（第3回）  
議事次第

- 1 日時 平成27年11月27日（金） 18:00～20:00
- 2 場所 文部科学省 生涯学習政策局会議室（東館9階）
- 3 議題 「訪問型家庭教育支援の具体的手法について」
- 4 議事次第
  - （1）発表（岩金委員、松田委員、厚生労働省）
  - （2）訪問型家庭教育支援手法の調査研究について
  - （3）その他
- 5 配付資料
  - 資料1 第2回家庭教育支援手法等に関する検討委員会議事概要
  - 資料2 岩金委員発表資料
  - 資料3 松田委員発表資料
  - 資料4 厚生労働省発表資料
  - 資料5 訪問型家庭教育支援に関する調査 中間報告

机上配布

- ・家庭教育支援チームの在り方に関する検討委員会における審議の整理
- ・家庭教育支援の推進に関する検討委員会報告書  
「つながりが創る豊かな家庭教育」